

### 菜の花エコプロジェクト

たはらエコ・ガーデンシティ構想のもと推進している「菜の花エコプロジェクト」にご協力いただける方を次のとおり募集します。

菜の花の植え付けから菜種油の搾油までを担っていただけるボランティアグループまたは個人の作業の一部をお手伝いしていただけるボランティアグループまたは賛同していただける方を農政課 ☎ 23局3519

☎ FAX 22局3817  
nosei@city.taharatchi.jp



### 消費生活講座

田原市では、消費生活に関する問題をとりあげ、各種専門家を講師に招き消費生活講座を開催します。どなたでも参加できますが、新規の方は事前に申し込みが必要です。詳しくは

くは直接お問い合わせください。

開催日 ☎ 6月から2月までの毎月  
第1水曜日 午後1時30分～3時 / 全9回 場所 ☎ 田原福祉センター  
テーマ ☎ 生活一般に関すること、法律、教養、文化、福祉、生活環境など 受講料 ☎ 無料  
商工観光課 ☎ 23局3516

### 豊橋市文化祭

#### 郷土文芸作品

東三河にお住まいの方を対象に、豊橋文化祭行事の一環として広く短詩型文学作品を募集します。

募集作品 ☎ 現代詩（原稿用紙20字×30行以内）、短歌・俳句・川柳（ハガキに1部門2首または2句以内）  
応募方法 ☎ 郵便番号・住所・氏名（ふりがな）、ペンネームの場合は必ず本名も）・電話番号を明記し、「郷土文芸」の部」と朱書きして郵送  
締め切り ☎ 6月30日（水） / 当日消印有効 賞 ☎ 特選・秀逸・佳作（各部門） / 作品集は応募者全員に贈呈 その他 ☎ 作品は黒字・縦書き / 近作、未発表の自作で各部門ごと1人1回に限る

豊橋市役所文化市民部文化課（〒4408501 豊橋市今橋町1）  
☎（0532）51局2875

## 生活

### 公職選挙法改正

公職選挙法の一部改正により、次のとおり選挙制度が変わりました。

郵便等による不在者投票の対象者の拡大

介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である方も、郵便等による不在者投票ができるようになりました。

郵便等による不在者投票における代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票ができる選挙人で、自ら投票の記載ができない方（法律にて定められた障害程度に該当する方）は、選挙権を有する代理の方に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

郵便等による不在者投票を行うには、あらかじめ選挙管理委員会において手続きが必要です。

### 期日前投票制度の創設

選挙期日当日に仕事や旅行・レジャー、冠婚葬祭などの用事がある場合、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ手続きにより、投票を行うことができるようになりました。

これに伴い、従来の不在者投票のように投票用紙を封筒に入れ、それに署名するといった手続きが不要となりました。（従来の不在者投票と同じく一定の事由に見込まれる旨の宣誓書の提出が必要です）  
期日前投票のあらまし

区分	内容
対象	選挙人名簿に登録されている市区町村で行う投票
投票期間	選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までの間（期日前投票所により異なる場合あり）
投票場所	期日前投票所
投票時間	午前8時30分～午後8時（期日前投票所により異なる場合あり）

名簿登録地の市区町村以外の市区町村や病院、老人ホームなどにおける不在者投票は、従来どおりです。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙管理委員会  
☎ 23局3506